

# 防火関係規定

## 防火地域内の建築物

法61条  
①耐火  
延べ面積100㎡を超える  
階数3以上（地階を含む）

②耐火・準耐火  
階数2以下  
延べ床100㎡以下

ただし…除く③  
延べ面積50㎡以内の平屋の付属で外壁及び軒裏が防火構造  
卸売市場の上屋、機械工作工場等主要構造部が不燃材料、類する構造のもの  
高さ2mを超える門、へいで不燃材料で造り、または覆われたもの  
高さ2m以下のの門又はへい

## 準防火地域の建築物

法62条  
①耐火  
階数4以上（地階を含む）  
延べ面積1,500㎡を超える

②耐火・準耐火  
階数3以下  
かつ延べ床500㎡超え1,500㎡以下

③  
地階を除く階数が3で延べ面積が500㎡以下の建築物

④木造の建築物等

⑤ ④に附属する高さ2mを超える門又はへい

ただし…除く  
卸売市場の上屋、機械工作工場等主要構造部が不燃材料、類する構造のもの

## 制限が除外されるもの

延べ面積50㎡以内の平屋の付属で外壁及び軒裏が防火構造

卸売市場の上屋、機械工作工場等主要構造部が不燃材料、類する構造のもの

高さ2mを超える門、へいで不燃材料で造り、または覆われたもの

高さ2m以下のの門又はへい

## 外壁の開口部の防火戸

防火地域又は準防火地域内  
政令で定める基準に適合  
延焼の恐れのある…防火設備を設ける  
令109条

防火設備  
準遮炎性能  
令136条の2の3

## 隣地境界線に接する外壁

法65条  
防火地域又は準防火地域内

建築物 ; OK  
耐火構造  
外壁を隣地境界線に接して設ける

## 建築物が防火・準防火地域の内外にわたる場合の措置

法67条  
防火規制の厳しい地域の規定を適用

## 屋根の構造

法63条  
防火地域又は準防火地域内  
政令で定める基準に適合

技術的基準  
令136条の2の2